

発展途上国に対する競争法・政策に関する技術研修の実施について

平成24年8月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、発展途上国に対する競争法・政策に関する技術研修を東京及び兵庫において開催することとしました。

発展途上国では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化しているところ、本研修は、発展途上国の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、発展途上国における競争法の導入又は強化に資することを目的としています。

なお、当委員会は、これまで、発展途上国政府からの技術支援要請を受け、JICAの技術協力の枠組みを活用することにより、平成6年度から平成23年度にかけて本研修を計17回開催しています。

記

- 1 期 間：平成24年8月16日（木）～9月14日（金）
- 2 開催場所：公正取引委員会（東京）及びJICA関西国際センター（兵庫）
- 3 実施機関：公正取引委員会及びJICA
- 4 参加者：7か国の競争当局等の職員 10名（下表参照）
- 5 研修概要：学識経験者による独占禁止法及び競争政策の解説、公正取引委員会職員による独占禁止法違反事件に係る審査手続及び審査手法の紹介、事例研究等

（五十音順）

国	参加人数
インドネシア	2名
ケニア	2名
中国	1名
ニカラグア	1名
パキスタン	1名
フィリピン	1名
ベトナム	2名
計	10名

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課 電話 03-3581-1998（直通） 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課 電話 06-6941-2174（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/